

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3 【経営上の重要な契約等】	5
第3 【提出会社の状況】	6
1 【株式等の状況】	6
2 【役員の状況】	9
第4 【経理の状況】	10
1 【四半期財務諸表】	11
2 【その他】	17
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	18

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2019年12月11日

【四半期会計期間】 第104期第2四半期(自 2019年8月1日 至 2019年10月31日)

【会社名】 神島化学工業株式会社

【英訳名】 Konoshima Chemical Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 池田和夫

【本店の所在の場所】 大阪市西区阿波座一丁目3番15号(JEI西本町ビル)

【電話番号】 06(6110)1133(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総務部長 小田島晴夫

【最寄りの連絡場所】 大阪市西区阿波座一丁目3番15号(JEI西本町ビル)

【電話番号】 06(6110)1133(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総務部長 小田島晴夫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第103期 第2四半期 累計期間	第104期 第2四半期 累計期間	第103期
会計期間	自 2018年5月1日 至 2018年10月31日	自 2019年5月1日 至 2019年10月31日	自 2018年5月1日 至 2019年4月30日
売上高 (百万円)	11,103	10,674	22,201
経常利益 (百万円)	309	474	918
四半期(当期)純利益 (百万円)	209	370	661
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	—	—	—
資本金 (百万円)	1,320	1,320	1,320
発行済株式総数 (千株)	9,240	9,240	9,240
純資産額 (百万円)	6,796	7,438	7,159
総資産額 (百万円)	19,679	20,062	19,611
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	22.90	40.51	72.25
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	22.89	40.39	72.14
1株当たり配当額 (円)	10.00	10.00	20.00
自己資本比率 (%)	34.4	36.9	36.4
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	468	△352	2,331
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△921	△496	△1,665
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	415	727	△321
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	896	1,156	1,277

回次	第103期 第2四半期 会計期間	第104期 第2四半期 会計期間
会計期間	自 2018年8月1日 至 2018年10月31日	自 2019年8月1日 至 2019年10月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	8.71	30.22

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結事業年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響が懸念されるなか、個人消費の持ち直しや雇用・所得環境の改善が続き、緩やかな景気回復傾向が続いてまいりました。

当社建材事業の主要マーケットである住宅市場においては、新設住宅着工戸数は、持家や分譲戸建が増加したものの、貸家やマンションが減少し、全体ではマイナスとなりました。

当第2四半期累計期間の業績につきましては、売上高は10,674百万円と前年同四半期比429百万円(3.9%)の減収となりましたが、営業利益は500百万円と前年同四半期比165百万円(49.3%)の増益、経常利益は474百万円と同165百万円(53.4%)の増益、四半期純利益は370百万円と同161百万円(76.9%)の増益となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

① 建材事業

建材事業におきましては、引き続き高級軒天ボードは好調であったが、採算性重視の施策により一部製品の販売が減少したことなどから、売上高は6,969百万円と前年同四半期比610百万円(8.0%)の減収となりました。しかし、セグメント利益(営業利益)は減収に伴う減益や修繕費の増加などがあつたものの、高付加価値商品の拡販や収益改善などにより243百万円と同98百万円(68.5%)の増益となりました。

② 化成品事業

化成品事業におきましては、難燃水酸化マグネシウムの製造設備の増強により販売調整が解消されたことやセラミックス部門の伸長などから、売上高は3,704百万円と前年同四半期比180百万円(5.1%)の増収となりました。また、セグメント利益(営業利益)も減価償却費の増加などがあつたものの、増収に伴う増益や原材料価格の低下などにより519百万円と同49百万円(10.5%)の増益となりました。

(2) 財政状態

当第2四半期会計期間末の総資産は20,062百万円となり、前事業年度末(以下前年度)に比べ450百万円増加いたしました。このうち、流動資産は10,111百万円と前年度に比べ201百万円増加いたしました。主な増加要因は、商品及び製品が191百万円増加したことによるものであります。

また、固定資産は9,951百万円と前年度に比べ249百万円増加いたしました。主な増減要因は、投資その他の資産のその他に含まれる長期前払費用が302百万円、有形固定資産が31百万円増加、投資有価証券が88百万円減少したことによるものであります。

流動負債は8,903百万円と前年度に比べ617百万円増加いたしました。主な増減要因は、短期借入金が1,800百万円増加、1年内返済予定の長期借入金が505百万円、電子記録債務が375百万円、支払手形及び買掛金が206百万円減少したことによるものであります。

固定負債は3,721百万円と前年度に比べ445百万円減少いたしました。主な減少要因は、長期借入金が448百万円減少したことによるものであります。

純資産は7,438百万円と前年度に比べ278百万円増加いたしました。主な増加要因は、利益剰余金が279百万円増加したことによるものであります。

運転資金需要のうち主なものは、原材料の購入費用、製造費用の他、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は設備投資等によるものであります。

当社は適切な資金調達と流動性の確保により、安定化を図ることを基本方針としております。

運転資金は、自己資金及び金融機関からの短期借入による資金調達を行い、設備投資資金については、自己資金及び金融機関からの長期借入による資金調達を行っております。

なお、当第2四半期会計期間末における借入金及びリース債務を含む有利子負債の残高は、6,088百万円となっております。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前事業年度末に比べ121百万円減少し、当第2四半期会計期間末には1,156百万円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における営業活動による資金の減少は352百万円(前年同四半期は468百万円の増加)となりました。

主な減少要因は、仕入債務の減額582百万円、たな卸資産の増額325百万円によるものであります。また、主な増加要因は、税引前四半期純利益505百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における投資活動による資金の減少は496百万円(前年同四半期は921百万円の減少)となりました。

主な減少要因は、有形固定資産の取得による支出499百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における財務活動による資金の増加は727百万円(前年同四半期は415百万円の増加)となりました。

主な増加要因は、短期借入金の純増額1,800百万円によるものであります。また、主な減少要因は、長期借入金の返済による支出953百万円、配当金の支払額91百万円によるものであります。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えております。

しかしながら、当社株式の大規模な買付や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

(a) 企業価値向上への取組み

当社では、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるため以下のとおり取組んでおります。この取組みは、会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

当社は、1917年(大正6年)の創業以来100年余、無機化学の可能性を追求し、「顧客満足を第一に考え、より広くより深く社会に貢献する」を経営の基本方針として歩んでまいりました。

当社は、顧客の満足を得られる高品質・高機能で価格競争力のある製品を迅速且つタイムリーに提供することで社会の発展に寄与し、又地域社会との連携・地球環境問題への取り組み等を通じて、企業としての社会的責任を果たしていくことにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を一層高めてまいりたいと考えております。

これからも顧客に満足していただける高品質製品の提供、管理の徹底、効率的な生産システムの構築によるコスト削減に注力し、競争力強化を図る一方、透明性、信頼性の高いコンプライアンス遵守の企業経営を実践するとともに、提供する製品も常に環境と安全性を考慮し、株主、顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーから支持され、資本市場から正当な評価が得られるよう努力を続けてまいります。

(b) コーポレート・ガバナンスの強化への取組み

当社は、上記取組みの実現のため、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。コーポレート・ガバナンスの強化は、経営の透明性、健全性、遵法性の確保、各ステークホルダーへのアカウントビリティの重視・徹底、迅速かつ適切な情報開示、経営者並びに各層の経営管理者の責任の明確化の観点から極めて重要な経営の骨格的な方針であると考えております。

現在当社の取締役7名のうち2名は社外取締役であり、また、監査役3名のうち2名は社外監査役であります。監査役は監査役会が定めた監査方針、監査計画に基づき取締役会等に出席及び重要な決裁書類の閲覧の他、会計監査人及び内部監査部門と連携することにより取締役の職務の遂行の監査を行っております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の確保と向上に努め、当社株式の大規模買付行為が行われる場合には、大規模買付者に対し、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報提供を求め、取締役会の意見等を開示し、金融商品取引法、会社法その他関係法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

(6) 研究開発活動

当第2四半期累計期間の研究開発費の総額は348百万円であります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	36,000,000
計	36,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (2019年10月31日)	提出日現在 発行数(株) (2019年12月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	9,240,000	9,240,000	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は、100株であります。
計	9,240,000	9,240,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2019年7月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役6 (社外取締役を除く。)
新株予約権の数(個) ※	193(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 19,300(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1株当たり1
新株予約権の行使期間 ※	自 2019年8月8日 至 2049年8月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 716円 資本組入金 358円
新株予約権の行使の条件 ※	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)4

※新株予約権の発行時(2019年8月7日)における内容を記載しております。

- (注)1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株であります。
2. 当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等を行う場合で付与株式数の調整を行うことが適切なときには、次の算式により付与株式数を調整するものといたします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものといたします。
- 調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率
3. ①新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限って募集新株予約権を行使することができます。
- ②その他の新株予約権の行使の条件等については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによります。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を交付することとします。ただし、一定の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とします。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年8月1日～ 2019年10月31日	—	9,240	—	1,320	—	1,078

(5) 【大株主の状況】

2019年10月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
神島化学従業員持株会	大阪府大阪市西区阿波座1丁目3-15	1,082	11.82
DOWAホールディングス株式会社	東京都千代田区外神田4丁目14-1	843	9.21
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5-5	444	4.85
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28-1	383	4.19
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	355	3.88
日鉄鉱業株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目3-2	275	3.00
BBH/SUMITOMO MITSUI TRUST (UK) LIMITED FOR SMT TRUSTEES (IRELAND) LIMITED FOR JAPAN SMALL CAP FUND CLT AC (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	BLOCK5, HARCOURT CENTRE HARCOURT ROAD, DUBLIN 2 (東京都千代田区丸の内1丁目3-2)	235	2.57
富田 眞 平	神奈川県鎌倉市	206	2.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	172	1.89
四国倉庫株式会社	香川県三豊市詫間町詫間6829-9	161	1.76
計	—	4,158	45.43

(注) 2019年11月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者である、Sumitomo Mitsui Trust (Hong Kong) Limited(三井住友信託(香港)有限公司)が2019年10月31日現在で、以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期末における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	680	7.37
Sumitomo Mitsui Trust (Hong Kong) Limited (三井住友信託(香港)有限公司)	Suites 2506-9, AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	0	0.00

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 86,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,110,100	91,101	—
単元未満株式	普通株式 43,400	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	9,240,000	—	—
総株主の議決権	—	91,101	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が800株(議決権の数8個)含まれており、「単元未満株式」欄の普通株式には、自己株式59株が含まれております。

② 【自己株式等】

2019年10月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 神島化学工業株式会社	大阪市西区阿波座 1丁目3番15号	86,500	—	86,500	0.94
計	—	86,500	—	86,500	0.94

(注) 株主名簿上は、当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が100株(議決権の数1個)あります。

なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含まれております。

2 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役職名	氏名	退任年月日
取締役 技術統括部管掌兼 設備・資材部管掌兼 化成品営業部管掌	松本 靖弘	2019年10月5日 (死亡による退任)

(2) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性10名 女性一名 (役員のうち女性の比率一%)

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（2019年8月1日から2019年10月31日まで）及び第2四半期累計期間（2019年5月1日から2019年10月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年4月30日)	当第2四半期会計期間 (2019年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,277	1,156
受取手形及び売掛金	※ 3,788	3,691
電子記録債権	※ 951	884
商品及び製品	2,206	2,398
仕掛品	606	687
原材料及び貯蔵品	923	976
その他	155	317
貸倒引当金	△1	△1
流動資産合計	9,909	10,111
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	3,240	3,160
機械及び装置（純額）	3,160	3,257
土地	1,381	1,381
その他（純額）	679	692
有形固定資産合計	8,460	8,492
無形固定資産	41	37
投資その他の資産		
投資有価証券	418	330
繰延税金資産	706	710
その他	76	381
貸倒引当金	△0	△0
投資その他の資産合計	1,200	1,421
固定資産合計	9,702	9,951
資産合計	19,611	20,062

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年4月30日)	当第2四半期会計期間 (2019年10月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※ 1,979	1,773
電子記録債務	※ 1,492	1,116
短期借入金	1,300	3,100
1年内返済予定の長期借入金	1,656	1,150
未払法人税等	139	171
賞与引当金	305	293
製品保証引当金	112	101
設備関係支払手形	14	1
設備関係電子記録債務	※ 115	192
その他	1,170	1,003
流動負債合計	8,285	8,903
固定負債		
長期借入金	2,106	1,658
退職給付引当金	1,763	1,802
その他	296	259
固定負債合計	4,166	3,721
負債合計	12,452	12,624
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,320	1,320
資本剰余金	1,079	1,079
利益剰余金	4,720	4,999
自己株式	△30	△31
株主資本合計	7,089	7,368
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	43	35
評価・換算差額等合計	43	35
新株予約権	27	34
純資産合計	7,159	7,438
負債純資産合計	19,611	20,062

(2) 【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期累計期間 (自2018年5月1日 至2018年10月31日)	当第2四半期累計期間 (自2019年5月1日 至2019年10月31日)
売上高	11,103	10,674
売上原価	8,212	7,787
売上総利益	2,891	2,887
販売費及び一般管理費	※ 2,556	※ 2,387
営業利益	334	500
営業外収益		
受取配当金	10	9
破損損害金	4	6
その他	10	13
営業外収益合計	25	29
営業外費用		
支払利息	30	28
売上割引	14	12
その他	6	13
営業外費用合計	51	54
経常利益	309	474
特別利益		
投資有価証券売却益	—	44
特別利益合計	—	44
特別損失		
固定資産除却損	17	13
特別損失合計	17	13
税引前四半期純利益	291	505
法人税、住民税及び事業税	74	135
法人税等調整額	7	△0
法人税等合計	82	134
四半期純利益	209	370

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期累計期間 (自 2018年5月1日 至 2018年10月31日)	当第2四半期累計期間 (自 2019年5月1日 至 2019年10月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	291	505
減価償却費	499	545
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	0	△0
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△15	△12
製品保証引当金の増減額 (△は減少)	0	△10
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	34	39
受取利息及び受取配当金	△10	△9
支払利息	30	28
固定資産除却損	17	13
投資有価証券売却損益 (△は益)	—	△44
売上債権の増減額 (△は増加)	△258	164
たな卸資産の増減額 (△は増加)	383	△325
仕入債務の増減額 (△は減少)	△269	△582
未払金の増減額 (△は減少)	△67	△32
未払又は未収消費税等の増減額	△6	△51
長期前払費用の増減額 (△は増加)	△12	△302
その他	△105	△154
小計	512	△229
利息及び配当金の受取額	10	9
利息の支払額	△33	△32
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△20	△99
営業活動によるキャッシュ・フロー	468	△352
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の売却による収入	—	7
有形固定資産の取得による支出	△917	△499
無形固定資産の取得による支出	△4	△4
その他	0	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△921	△496
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	1,000	1,800
長期借入れによる収入	100	—
長期借入金の返済による支出	△564	△953
配当金の支払額	△91	△91
その他	△28	△28
財務活動によるキャッシュ・フロー	415	727
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△36	△121
現金及び現金同等物の期首残高	933	1,277
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 896	※ 1,156

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

※ 期末日満期手形及び電子記録債権債務の会計処理については、手形交換日及び振込日をもって決済処理しております。

なお、前事業年度末日が金融機関休業日であったため、次の期末日満期手形及び電子記録債権債務が、前事業年度末残高に含まれております。

	前事業年度 (2019年4月30日)	当第2四半期会計期間 (2019年10月31日)
受取手形	43百万円	一百万円
電子記録債権	10百万円	一百万円
支払手形	44百万円	一百万円
電子記録債務	366百万円	一百万円
設備関係電子記録債務	32百万円	一百万円

(四半期損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 2018年5月1日 至 2018年10月31日)	当第2四半期累計期間 (自 2019年5月1日 至 2019年10月31日)
運送費及び保管費	1,618百万円	1,491百万円
賞与引当金繰入額	56百万円	56百万円
退職給付費用	11百万円	10百万円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 2018年5月1日 至 2018年10月31日)	当第2四半期累計期間 (自 2019年5月1日 至 2019年10月31日)
現金及び預金	896百万円	1,156百万円
現金及び現金同等物	896百万円	1,156百万円

(株主資本等関係)

I 前第2四半期累計期間(自 2018年5月1日 至 2018年10月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年7月20日 定時株主総会	普通株式	91	10	2018年4月30日	2018年7月23日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年12月12日 取締役会	普通株式	91	10	2018年10月31日	2019年1月15日	利益剰余金

II 当第2四半期累計期間(自 2019年5月1日 至 2019年10月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年7月19日 定時株主総会	普通株式	91	10	2019年4月30日	2019年7月22日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年12月11日 取締役会	普通株式	91	10	2019年10月31日	2020年1月14日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期累計期間(自 2018年5月1日 至 2018年10月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期損益 計算書計上額 (注) 2
	建材事業	化成品事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	7,579	3,523	11,103	—	11,103
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	7,579	3,523	11,103	—	11,103
セグメント利益	144	469	614	△279	334

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

セグメント利益の調整額△279百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用△279百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社の総務部門等管理部門に係る費用であります。

2. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第2四半期累計期間(自 2019年5月1日 至 2019年10月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期損益 計算書計上額 (注) 2
	建材事業	化成品事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	6,969	3,704	10,674	—	10,674
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	6,969	3,704	10,674	—	10,674
セグメント利益	243	519	762	△262	500

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

セグメント利益の調整額△262百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用△262百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社の総務部門等管理部門に係る費用であります。

2. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第 2 四半期累計期間 (自 2018年 5 月 1 日 至 2018年 10 月 31 日)	当第 2 四半期累計期間 (自 2019年 5 月 1 日 至 2019年 10 月 31 日)
(1) 1 株当たり四半期純利益	22円90銭	40円51銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	209	370
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	209	370
普通株式の期中平均株式数(千株)	9, 153	9, 153
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益	22円89銭	40円39銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	4, 121	27, 159
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

2 【その他】

(1) 中間配当

2019年12月11日開催の取締役会において、第104期(2019年 5 月 1 日から2020年 4 月 30日まで)の中間配当につき、次のとおり決議いたしました。

中間配当金の総額	91百万円
1 株当たりの中間配当金	10円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2020年 1 月 14 日

(2) 訴訟

当社を含めた建材メーカー40数社と国を被告とする建設アスベスト損害賠償請求訴訟が裁判所に提訴されております。

今後とも、裁判の推移に対応し、当社としての主張を行う等適切に対処していく所存であります。

なお、現段階では、本件に関する見通しは不明であり、当社の業績等に与える影響も不明であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年12月11日

神島化学工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 田 順 一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 余 野 憲 司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている神島化学工業株式会社の2019年5月1日から2020年4月30日までの第104期事業年度の第2四半期会計期間（2019年8月1日から2019年10月31日まで）及び第2四半期累計期間（2019年5月1日から2019年10月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、神島化学工業株式会社の2019年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。